

規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇―四

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二―一）の一部を次のように改正する。

別表第一ハ警察本部の部に次のように加える。

| | | |
|--|----|----|
| | 五級 | 所長 |
|--|----|----|

附 則

この規則は、平成三十一年三月十四日から施行する。